

控訴状

令和 7年 3月17日

広島高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 能勢 顯男

同 弁護士 胡田 敢

同 弁護士 前川 哲明

同 弁護士 竹森 雅泰

同 弁護士 橋本 貴司

同 弁護士 村上 朋矢

同 弁護士 松岡 幸輝

同 弁護士 河合 弘之

同 弁護士 井戸 謙一

同 弁護士 海渡 雄一

同 弁護士 市 川 守 弘

同 弁護士 青 木 秀 樹

同 弁護士 望 月 賢 司

同 弁護士 只 野 靖

同 弁護士 鹿 島 啓 一

同 弁護士 中 野 宏 典

同 弁護士 甫 守 一 樹

同 弁護士 大 河 陽 子

同 弁護士 薦 田 伸 夫

同 弁護士 東 俊 一

同 弁護士 高 田 義 之

同 弁護士 今 川 正 章

同 弁護士 中 川 創 太

同 弁護士 中 尾 英 二

同 弁護士 東 翔

同 弁護士 谷 脇 和 仁

同 弁護士 山 口 剛 史

同 弁護士 山 本 尚 吾

同 弁護士 高 丸 雄 介

同 弁護士 南 拓 人

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 定 者 吉 人

同 弁護士 端 野 真

当事者の表示 別紙控訴人目録、同控訴人訴訟代理人目録及び同被控訴人目録記載の
とおり

事 件 名 伊方原発運転差止等請求控訴事件

訴訟物の価格 2億2720万円

貼用印紙額 105万6000円

上記当事者間の広島地方裁判所平成28年（ワ）第289号伊方原発運転差止等請求事件（第1事件）、平成28年（ワ）第902号伊方原発運転差止等請求事件（第2事件）、平成29年（ワ）第447号伊方原発運転差止等請求事件（第3事件）、平成29年（ワ）第1281号伊方原発運転差止等請求事件（第4事件）、平成30年（ワ）第1291号伊方原発運転差止等請求事件（第5事件）、令和元年（ワ）第1270号伊方原発運転差止等請求事件（第6事件）、令和2年（ワ）第1130号伊方原発運転差止等請求事件（第7事件）、令和3年（ワ）第926号伊方原発運転差止等請求事件（第8事件）及び令和4年（ワ）第587号伊方原発運転差止等請求事件（第9事件）について、令和7年3月5日に下記判決の言渡しを受け、同日に判決正本を受領したが、同判決は全部不服であるから控訴を提起する。

第1 原判決の表示（主文）

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決をいずれも取り消す
 - 2 被控訴人は、愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ字3番耕地40番地3において、伊方発電所1号機、2号機及び3号機の原子炉を運転してはならない。
 - 3 被控訴人は、控訴人らそれぞれに対し、訴状送達の日から第2項記載の伊方発電所各号機の使用済み核燃料全部が原子炉廃炉措置として搬出されるまで、1月あたり1万円を支払え。
 - 4 訴訟費用は被控訴人の負担とする。
- との判決並びに第2項及び第3項については仮執行の宣言を求める。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書を提出する。

以上

附 属 書 類

1 訴訟委任状 各1通